原議保存期間
 5年(平成34年3月31日まで)

 有効期間
 一種(平成34年3月31日まで)

警 視 庁 警 備 部 長 警 視 庁 公 安 部 長 殿 各 道 府 県 警 察 本 部 長 (参考送付先) 警察庁丁備企発第219号 平成28年6月2日 警察庁警備局警備企画課長

皇宮警察本部長各管区警察局は減調整担当部長

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第6条に基づき指定された対象原子力事業所への対応に係る留意事項について(通達)

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号。以下「本法」という。)については、平成28年5月23日から全面施行され、同日、本法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、別添1のとおり対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域が指定され、その上空における小型無人機等の飛行が禁止されたところである。

対象原子力事業所を管轄する都道府県警察にあっては、当該対象原子力事業所に 対して別添2の内容に留意するよう説明するなど、対象原子力事業所との連携を十 分に図り、本法の適切な運用に努められたい。また、対象原子力事業所等に関する 国民への周知について、別添3を踏まえ、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、管内に対象原子力事業所が所在しない都道府県警察にあっては、執務の参 考とされたい。 備る考

「次の図面」

は省略し、

その図面を警察庁及び北海道警察本部に備え置いて縦覧に供す

報

及び第二項の規定に基づき、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の区域並びに当該対象原子及び第二項の規定に基づき、対象原子力事業所及び当該対象原子力年法律第九号)第六条第一項域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第六条第一項国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地〇国家公安委員会告示第十八号 平成二十八年五月二十三日カ事業所に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。 太郎

河野

国家公安委員会委員長

	の点		
	十一 ・七章四十三隻二分四十六少、東発互四十隻三十分丘十一少一十 ・北緯四十三度二分四十五秒、東経百四十度三十一分七秒の点		
	九 北緯四十三度二分十四秒、東経百四十度三十一分四十秒の点		
	八 北緯四十三度二分五秒、東経百四十度三十一分三十三秒の点		
	の点 ・ 北緯四十三度一分五十一秒、東経百四十度三十一分三十三秒		
	六 北緯四十三度一分四十四秒、東経百四十度三十一分十四秒の		
_	五 北緯四十三度一分四十七秒、東経百四十度三十分十五秒の点		
三		Z 1,7	
	とを結んだ 三 北緯四十三度一分五十六秒、東経百四十度三十分二秒の点	占.	
	十一こ掲げ 二 北緯四十三度二分二十七秒、東経百四十度三十分十二秒の点 一に掲ける 二	上 アド	
	次に結んだ線 点 「掲牌四十三度二分四十三秒、東経百四十度三十分二十三秒の	地域 順次に	周対辺象
	海道古宇郡泊村大字堀株村(次の図面に示す部分に限る。)	北海	区域
	道古宇郡泊村大字堀株村	地北海	所在
	式会社 泊発電所	海道電力株式会社	北海

東北電力株式会社	
東通原子力発電所	

東北電力株式会社 女川原子力発電所

所在地	宮城県牡鹿郡女川	川町塚浜字前田一
区域	部分に限る。) 宮城県石巻市前郷	前網浜並びに牡鹿郡女川町飯子浜及び塚浜(いずれも次の図面に示す
周辺地域 対象施設	次に	十三秒の点 十三秒の点 北緯三十八度二十四分三十四秒、東経百四十一度二十九分五
		十三秒の点 ・ 北緯三十八度二十四分二十九秒、東経百四十一度二十九分四
	区に	秒の点 三 北緯三十八度二十四分十三秒、東経百四十一度二十九分十四
		九秒の点 九秒の点 九秒の点

						た線	ろ占刀	周辺地域 順次	区域面福	所在地福	四東京電力ホ	備考。「次の											
)点とを結んだ	した。 順次に結んだ線 次に掲げる点を	Iに示す部分に限島県双葉郡大熊		- ルディングス株式会社	図面」は省略し、											
八 北緯三十七度	七 北緯三十七度	秒の点 北緯三十七度	五 北緯三十七度	点	9	三、北緯三十七度	の点ニー・北緯三十七度	点北緯三十七度	る?) 町大字夫沢並びに	福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十二	代式会社 福島第一		十五・北緯三十八	十七秒の点十四、北緯三十四	十一十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十	一三 化算三十八十二 北緯三十八	秒の点 十一 北緯三十八	二秒の点 十 北緯三十八度	四秒の点 北緯三十八度	七秒の点 北緯三十八度	十九秒の点七 北緯三十八度	二秒の点 北緯三十八度	一秒の点 工 北緯三十八度
北緯三十七度二十四分二十八秒、	北緯三十七度二十五分三秒、	二十七度二十五分三十六秒、	北緯三十七度二十五分四十八秒、	お終三十十月二十万分十利	ミニトヤナロツ、	京 北緯三十七度二十六分十七秒、	の点 北緯三十七度二十六分三十秒、	点北緯三十七度二十六分三十七秒、	面に示す部分に限る。) 福島県双葉郡大熊町大字夫沢並びに双葉町大字郡山	二十二	一原子力発電所	宗庁及び宮城県警		七秒の点 北緯三十八度二十四分二十四秒	おはこう ボニー 目を二十三秒の点	一三 比筆三十八度二十四分十秒、十二 北緯三十八度二十四分十秒、	秒の点 北緯三十八度二十四分五秒、	二秒の点・北緯三十八度二十三分三十九秒、	四秒の点 北緯三十八度二十三分二十八秒、	七秒の点・北緯三十八度二十三分十九秒、	八度二十三分二十二秒、	一秒の点・北緯三十八度二十三分四十五秒、	秒の点 北緯三十八度二十三分五十二秒、
	東経百四十一度〇分五十五秒の	秒、東経百四十一	秒、東経百匹十一		圣写四十一	東経百四十一	東経百四十一	秒、東経百四十一	5大字細谷			その図面を警察庁及び宮城県警察本部に備え置い	七秒、東経百四十			東経百四十	東経百四十	秒、東経百四十一	秒、東経百四十一	、東経百四十一度二十九分五十	秒、東経百四十一	秒、東経百四十一	秒、東経百四十一
東経百四十一度二分一秒の -)分五十五秒の	度〇分五十一	度一分九秒の	」 ナ ・ 私	隻つ子豆上九少り	度一分十一秒の	度一分三十三秒	度二分九秒の	(いずれも次の図			て縦覧に供す	一度三十分十	- 度三十分二	. –	四一一度三十分三十四	一度三十分四十八	度三十分五十	度三十分三十	三十九分五十	度二十九分三	度二十九分十	度二十九分十一
備考。「次												周辺地域 数	区域	所在地	五東京電力	備考。「次							
の図面」は省略										た区域の囲まれた	- る気にを詰しざ - 点と十二に掲げる	順次に結んだ線次に掲げる点を	ずれも次の図面福島県双葉郡富	福島県双葉郡楢	カホールディングス	の図面」は省略							
し、その図	の点点	十二、北緯三十		一十 北緯三十七	九 北緯三十七	八 北緯三十七	F.	六 北緯三十七	五 I	四三	_ 点	-	に示する部		ングス株式会社 福島	し、その図	+ 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	十四十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十	一三となる。一三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	五秒の点	 十 北緯三十七	九 北緯三十七
面を警察庁及び福島県警察本部に備え置		北緯三十七度十九分三十秒、点	少り気。一、北緯三十七度十九分三十四秒、	の点れは第三十七度十九分二十七秒、	北緯三十七度十九分十七秒、	北緯三十七度十九分九秒、五	北緯三十七度十八分四十二秒、	北緯三十七度十八分三十五秒、	、北緯三十七度十八分二十四秒、の点。	北緯三十七度十八分三十六年北緯三十七度十九分五秒、東	非経三十七度十才乞十才形	公隷ニー にたー しかー しゅ、で北緯三十七度十九分二十六秒、	分に限る。) 上郡山、大字毛萱及び大字下	浜作十二番地	第二原子力発電所	面を警察庁及び福島県	の点の点を出場三十七度二十六分三十匹秒	北緯三十七度二十六分〇秒	・ 化韓三二 ごを二一 六分)か、原名秒の点	- 化韋三一 コ麦二一 豆分三一 回ゆ、 砂の点	二 ・ 上草三二 コチュニ 三少、 五秒の点	. 化韓三十七度二十五分三秒、 . 北緯三十七度二十五分三秒、	北緯三十七度二十四分三十一秒、
		^R 経百四十	四秒、東経百四十			東経百四十一度二分三十一秒の点	東 経 百	秒、東経百四十一		水土	東紹音四十	東経百四	郡山並びに		//1	福島県警察本部に備え置	十匹秒。東経百匹	· • · · · · · · · · · · · · · · · · ·	E			上豆少、良圣百四十一度	一秒、東経百四十一
いて縦覧に供す		一度一分二十五秒	-一度一分三十四	東経百四十一度一分五十六秒	東経百四十一度二分十八秒の点	分三十一秒の点	四十一度二分二秒の点	度一分四十秒の	度一分十八秒の	東経百四十一度○分四十五砂百四十一度○分三十六秒の点	一度〇分四十分和の	一度一分二秒の点	楢葉町大字波倉(い			いて縦覧に供す	1十一度二分十七	度二分十五利	東経百四十一度二分二十	1 一度二分二十二度二分三十		豆少、良圣百四十一度ニテ四十東経百四十一度二分十三秒の点	-一度二分九秒の

「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び石川県警察本部に備え置いて縦覧に供する。	の点 七 北緯三十四度三十六分五十六秒、東経百三十八度九分二十秒 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一	点 北緯三十四度三十六分四十九秒、東経百三十八度九分二秒の五 北緯三十四度三十七分十秒、東経百三十八度八分十二秒の点四 北緯三十四度三十七分十四秒、東経百三十八度八分七秒の点
の点というでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	点 北緯三十四度三十七分二十三秒
の点 十二 北緯三十七度四分八秒、東経百三十六度四十四分三十三秒	る点とを持んぎ 点と十二に掲げ 一 及び一に掲げる
の点 十一 北緯三十七度四分○秒、東経百三十六度四十四分五十一秒	周辺地域 順次に結んだ線 点 対象施設 次に掲げる点を 一 北緯三十四度三十八分〇秒、東経百三十八度八分二十六秒の
	区域静岡県御前崎市佐倉(次の図面に示す部分に限る。)
東経百三十六度四十	所在地 静岡県御前崎市佐倉五千五百六十一番地
- これに ことにケニー てり、 夏を行ここ ごをヨーヨイヨ	七 中部電力株式会社 浜岡原子力発電所
八、北緯三十七度三分十三秒、東経百三十六度四十四分二十秒の七、北緯三十七度三分十六秒、東経百三十六度四十四分四秒の点	備考 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び新潟県警察本部に備え置いて縦覧に供す
の点 六 北緯三十七度三分十一秒、東経百三十六度四十三分五十三秒	十二 北緯三十七度二十六分四十五秒、東経百三十八度三十六分
の点 五 北緯三十七度三分十一秒、東経百三十六度四十三分二十三秒	五十二秒の点 一十一・北緯三十七度二十六分二十八秒、東経百三十八度三十六分
秒の点四に発言とは一つである。「おおおります」である。「おおります」である。「おおります」がある。「おおります」である。「おおります」である。「おおります」である。「おおります」である。「おおります」であ	十一秒の点 北緯三十七度二十五分五十五秒、東
三	雅王
なること なること たいこと たいこと はいこと はいこと はいこと においこと はいこと においこと においこと においこと においこと においこと においこと においこと においこと においこと にいと にいこと にいこと にいこと にいこと にいこと にいと にいと にいと にいと にいと にいと にいと にい	十九秒の点 八 北緯三十七度二十四分五十四秒、東経百三十八度三十五分三
結んだ線ー ける点を 一	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
区域 石川県羽咋郡志賀町赤住(次の図面に示す部分に限る。)	
所在地 石川県羽咋郡志賀町赤住一番地	
八 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	「左」化違三十七隻二十六分十四沙、東径百三十八隻三十四分五十 十戸秋の点
「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び静岡県警察本部に備え置いて縦覧に供する。	四 北緯三十七度二十六分三十一秒の点
の点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	線により囲まれ 三 北緯三十七度二十六分四十秒、東経百三十八度三十五分十秒 名点とを結んだ 一十九秒の点
の点十一 北緯三十四度三十七分五十二秒、東経百三十八度九分二秒 点	三秒の点 北緯三十七度二十六分四十九秒、
京 北緯三十四度三十七分三十九秒、の点 ーリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	区域 新潟県柏崎市青山町、荒浜四丁目及び大字大湊並びに刈羽郡刈羽村大字刈羽及び大
四隻三十七分二十九	所在地 新潟県柏崎市青山町十六番地四十六
八 北緯三十四度三十七分三秒、東経百三十八度九分二十六秒の	六 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

区域 在地

福井県大飯郡高浜町音海、 福井県大飯郡高浜町田、

神野及び田ノ浦

(いずれも次の図面に示す部分に限る。)

ノ浦第

号

周対 辺 地施

十八秒の点北緯三十五度三十一分四十三秒、 の点
北緯三十五度三十一分五十九秒、

東経百三十五度二十九分五

東経百三十五度三十分九秒

Ŧi. 几

-一秒の点

五度三十

分二十一秒、

東経百二

二十五度二十九分三

[秒の点 北緯三十五度三十分五十六秒、

東経百三十五度

二十九分四十

| | 十二 | 北緯三

六秒の点--- 北緯三

-九秒の点 北緯三十五度三十

分二十五秒、

東経百三十五度二十九分

-八秒の点 北緯三十五度三十

分三十二

秒、

東経百三十五度二十九分三

77/			
			九
周対 辺象 地施 域設	区域	所在地	関西電力
大学の点 大学の点	福井県三方郡美浜町丹生(次の図面に示す部	福井県三方郡美浜町丹生第六十六号五番地の	西電力株式会社 美浜発電所

(次の図面に示す部分に限る。

一分四十三

三秒、

東経百二

二十五度五十七分

七

、北緯三十五度三十分四十三秒、

東経百三十五度三十分六秒の

東経百三十五度五十七分

た区域と 囲約 まれれ 三

四

-四秒の点 砂の点北緯三十五度四十二分三十五秒、

五度四十二分二十八秒、 東経百三十五度五十七分

-二秒の点 北緯三十五度四十二分二十五秒、 東経百三十五度五十七分

の点れお産四十二分十九秒、北緯三十五度四十二分十九秒、 東経百三十五度五十七分十二

五秒

七

の点・北緯三十五度四十二分十一 秒、 東経百三十五度五十七分十四 東経百三十五度五十七分十秒

の点・北緯三十五度四十二分三秒、 一秒の点・北緯三十五度四十一分五十秒、 東経百三十五度五十七分四十

秒の点 、北緯三十五度四十一分五十五秒、 東経百三十五度五十八分

五十三秒の点・一・北緯三十五度四十二 秒の点・北緯三十五度四十二分十三秒、 一分三十八秒、 東経百三十五度五十八分十七 東経百三十五度五十七分

五秒の点・北緯三十五度四十二 一分四十秒、 東経百三十五度五十七分四

関西電力株式会社 高浜発電所

+

次の図面 は省略し、 その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供す

備る考

周対 辺象 地施 所在地 区域 福井県大飯郡おおい町大島

(次の図面に示す部分に限る。

一分五十六秒、

東経百三十五度

二十九分四

一字吉見

一番地

域設 福井県大飯郡おお

い町大島 十六秒の点北緯三十五度三十二

Ŧi, 匹 十三秒の点北緯三十五度三十二分五十六秒、 -五秒の点 北緯三十五度三十二

一分五十一

秒、

東経百三十五度三十九分二

東経百三十五度三十九分三

せ 北緯三 十秒の点北緯三十五度三十二分二十七秒、 三秒の点北緯三十五度三十二分五十五秒、 一秒の点 北緯三十五度三十二 二分四十秒、

東経百三十五度三十八分三十

東経百三十五度三十九分十

東経百三十五度三十八分二

六

の点

、北緯三十五度三十二分〇秒、 一十五度三十二分九秒、 五度三十二分二十三 秒 東経百三十五度三十七分四十七 東経百三十五度三十七分五十秒 東経百三十五度三十八分

八 秒の点 点 に 対

一十五度三十二分一秒、 一十五度三十二分六秒、 一十五度三十一分五十七秒、 東経百三十五度三十八分二十七 東経百三十五度三十九分二十 東経百三十五度三十九分

関西電力株式会社 大飯発電所

+

備る考

「次の図面」 は省略し、 九 秒の点 点 点 八 の 点 緯三 十四秒の点 十四秒の点 秒の点 北緯三十五度三十二 秒の点 十一 北緯三十五度三十一分十七秒、 十五 北緯三十五度三十二分三秒、 その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供す の点 北緯三十五度三十分五十八秒、 点 一十五度三十分四十三 一十五度三十分四十六秒、 二分一秒、 秒、 東経百三十五度三十分五十四 東経百三十五度三十一 東経百三十五度三十分十八秒 東経百三十五度三十分四十二 東経百三十五度三十分十七秒 東経百三十五度三十一分二 東経百三十五度三十 東経百三十五度三十一 分 一分 一分

	平	成 28	3年!	5月	23	日	月曜	 目		官		報				(号	外第	1 1	2	号)		;	26
域 :	所在地	る。考														周辺地域 対象施設	区域	所在地	十二 中国電	備考。「次			
に示す部分に限る。) 愛媛県西宇和郡伊方町亀浦	愛媛県西宇和郡伊方町 電力桝式会社 伊方発電話	1d												た区域の囲まれ	あ点とを詰んだ 点と十四に掲げ をが一に掲げる	順次に結んだ線次に掲げる点を	次の図面に示す部島根県松江市鹿島	島根県松江市鹿島	電力株式会社 島根	の図面」は省略			
2亀浦、九町二番耕物	4郡伊方町九町三番耕地四十番地三――――――――――――――――――――――――――――――――――――	し、その図面を警察庁及び島根県警察本部に備え置	五十八秒の点十四 北緯三十五度三十二分四十七秒、	秒の点 十三 北緯三十五度三十二分三十五秒、	九秒の点十二 北緯三十五度三十二分三十一秒、	一 北緯三十五度三十二分十八秒、	秒の点十 北緯三十五度三十一分五十五秒、	秒の点九 北緯三十五度三十一分四十九秒、	の点の点をおります。	十三秒の点 七 北緯三十五度三十一分四十七秒、	七秒の点九 北緯三十五度三十一分五十九秒、	の点 五 北緯三十五度三十二分十七秒、	砂の点 地緯三十五度三十二分三十二秒、	十二秒の点	の点	十三秒の点 ・ 北緯三十五度三十二分四十九秒、	分に限る。) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	市鹿島町片句六百五十四番地一	島根原子力発電所	し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置	秒の点 十五 北緯三十五度三十二分三十三秒、	十四 北緯三十五度三十二分十四秒、	九砂の点十三 北緯三十五度三十二分七秒、
町三番耕地(いずれも次の図面		『察本部に備え置いて縦覧に供す	-七秒、東経百三十二度五十九分	-五秒、東経百三十三度〇分十九	-一秒、東経百三十三度〇分四十	′、秒、東経百三十三度○分五十八	→秒、東経百三十三度○分四十九	7秒、東経百三十三度○分二十七	一秒、東経百三十三度○分十一秒	3秒、東経百三十二度五十九分三	7秒、東経百三十二度五十九分十	2、東経百三十二度五十九分六秒	一秒、東経百三十二度五十九分十	、秒、東経百三十二度五十九分二 	秒、東経百三十二度五十九分二	7秒、東経百三十二度五十九分三	?御津及び鹿島町名分(いずれも			『察本部に備え置いて縦覧に供す	-三秒、東経百三十五度四十分六	[秒、東経百三十五度四十分八秒]	2、東経百三十五度三十九分三十
備								E	技層	区	前	十二四	備	<u> </u>								į.	村田

一、北緯三十三度三十一分十一秒、東経百二十九度五十分四十一人 北緯三十三度三十分五十二秒、東経百二十九度五十分四十九	П
秒の点 ・北緯三十三度三十分五十二秒、がの点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
秒の点・北緯三十三度三十分三十二秒、秒の点	3
	F :
六 北緯三十三度三十分二十三秒、東経百二十九度五十分二十七	分 ラ
点 工総三十三度三十分二十七秒、東経百二十九度五十分六秒の	九 –
八秒の点 四 北緯三十三度三十分三十九秒、東経百二十九度四十九分四十	⊦ <i>ī</i>
\equiv	、 ナ
点とを結んだ線 四秒の点点としたはというによりである 二 北緯三十三度三十一分十二秒、東経百二十九度四十九分三十月と一に掲げる 二 北緯三十三度三十一分十二秒、東経百二十九度四十九分三十	ı t
周辺地域 仮次に結れだ線 秒の点 対象施設 次に掲げる点を 一 北緯三十三度三十一分二十秒、東経百二十九度四十九分五十	: 秒
区域 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村及び大字普恩寺(いずれも次の図面に示す部分に限	三
所在地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖四千百十二番地一	+
十四 九州電力株式会社 玄海原子力発電所	秒
「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び愛媛県警察本部に備え置いて縦覧に供す	+
九・北緯三十三度二十九分四十二秒、東経百三十二度十九分四秒	= =
点 「	1 E
の点 の点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	= -
	も
の点	
の点 四、北緯三十三度二十九分九秒、東経百三十二度十七分五十三秒	す
三	
点とを結んだ線 の点 点とを結んだ線 の点 二 北緯三十三度二十九分二十三秒、東経百三十二度十八分十秒 及び一に掲げる 二 北緯三十三度二十九分二十三秒、東経百三十二度十八分十秒	秒
周辺地域 順次に結んだ線 三秒の点 対象施設 次に掲げる点を 一 北緯三十三度二十九分四十二秒、東経百三十二度十八分二十	+

十五五
九州電
九州電力株式会社
会社
川内原
川内原子力発電所
電所

	十王 ナ州電	大树式会社 川内	原子 大発電所	
	所在地	鹿児島県薩摩川内	内市久見崎町字小平千七百五十八番地一	
	区域	鹿児島県薩摩川内	2市久見崎町(次の図面に示す部分に限る。)	
2号)	周対 辺線 地域 域	あ点と 点と 上 上 上 上 に は が に に は が に に は が に に は が に に は げ る に は げ る に は げ る に は げ る に は だ に ま が た に ま が た に ま が た に ま が た に ま が た に ま が た に ま が た に ま の た に も た に も た に も た に に も に も に に も に に も に に に に に に に に に に に に に	点 北緯三十一度五十分二十三秒、東経百三十度十一分十一秒の 一 北緯三十一度五十分三十七秒、東経百三十度十一分二十四秒の点 北緯三十一度五十分三十七秒、東経百三十度十一分二十四秒	
外第112		た区域の囲まれた。	点 工緯三十一度四十九分三十四秒、東経百三十度十一分四秒の四 北緯三十一度五十分四秒、東経百三十度十分三十六秒の点四 北緯三十一度五十分十秒、東経百三十度十分四十秒の点	
(号			点 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
			の点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			の点 ハ 北緯三十一度四十九分十四秒、東経百三十度十一分三十四秒	
坟			の点れ、北緯三十一度四十九分三十秒、東経百三十度十一分四十一秒	
羊			点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- ↓
			の点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
B			点 北緯三十一度五十分二十六秒、東経百三十度十二分一秒の十三 北緯三十一度五十分十二秒、東経百三十度十二分○秒の点十二 北緯三十一度五十分十二秒、東経百三十度十二分○秒の点	
月曜日			秒の点 十四 北緯三十一度五十分三十七秒、東経百三十度十一分三十九	
	備考る。「次	の図面」は省略	し、その図面を警察庁及び鹿児島県警察本部に備え置いて縦覧に供	
23	十六 日本原	日本原子力発電株式会社	東海第二発電所	
) 月	所在地		珂郡東海村大字白方字白根一番 一	
年と	区域	茨城県那珂郡東海	珂郡東海村大字白方及び大字豊岡(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	
28	周辺 地域 地域	順次に掲げる点を	七秒の点 北緯三十六度二十八分四十六秒、東経百四十度三十六分二十	
半风			秒の点 一 北緯三十六度二十八分四十五秒、東経百四十度三十六分十四	
,		た区域 親により囲まれ	の点	
2/			の点 四 北緯三十六度二十七分五十四秒、東経百四十度三十六分六秒 四 北緯三十六度二十七分五十四秒、東経百四十度三十六分六秒	

	DV 78 42 W	. 12		<i>D</i>				•			
	周対 辺象 地施 域設	域 在	· 近年地 · 日本原	備考。「次							
	た	福井県敦賀市色浜	· 富井県敦賀市明坤订	の図面」は省略							
五 北緯三十五度四十三分三十九秒、東経百三十六度二分二十七	一 北緯三十五度四十四分五十九秒、東経百三十五度五十九分二四 北緯三十五度四十五分二十七秒、東経百三十六度〇分十一秒の点 北緯三十五度四十五分二十七秒、東経百三十六度〇分五十八秒の点 北緯三十五度四十五分四十八秒、東経百三十六度〇分五十八一 北緯三十五度四十五分四十八秒、東経百三十六度〇分五十八一 北緯三十五度四十五分四十八秒、東経百三十六度〇分五十八十六秒の点			し、その図面を警察庁及び茨城県警察本部に備え置いて縦覧に供す	十秒の点十三 北緯三十六度二十八分三十二秒、東経百四十度三十六分三十三	十五秒の点十二の水の点である。十五秒の点である。	「二少り気」 「一二少り気」 「一二少り気」 「一二小房三十六房二十八分十五秒、東経百四十度三十六分五十一点 「「一」 「「一」 「「一」 「「一」 「「一」 「「一」 「「一」 「「	秒の点 北緯三十六度二十七分五十五秒、東経百四十度三十七分十一	の点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	七 北韓三十六隻二十七分三十八沙、東経百四十隻三十六分三十一秒の点 、北緯三十六度二十七分三十八秒、東経百四十度三十六分十九六 、北緯三十六度二十七分三十八秒、東経百四十度三十六分十九	秒の点 五 北緯三十六度二十七分四十一秒、東経百四十度三十六分十一 五 北緯三十六度二十七分四十一秒、東経百四十度三十六分十一

	7	μ χ. Z	.0	+ -	, 73			力 唯	Ц				+IX				・コフトタ	4 7 1	1 4	- '7'			20
			j J	一 対 対象施 或 設 が 数 が 数 が 数 が 数 が 数 が 数 が 数 が 数 が 数 が	区域	所在地	十九 国立研	備る考。									周辺地域 対象施設	区域	所在地	十八国立研	備る考。		
	た区域	線により囲まれ	点と十二に掲げる	仮欠に結んだ線 次に掲げる点を	福井県敦賀市明知	福井県敦賀市明知	· □究開発法人日本原子	次の図面」は省略に							区域の囲まれた	点とを結んだ線 点と九に掲げる	順次に掲げる点を	福井県敦賀市白土	福井県敦賀市白古	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	次の図面」は省略に		
の点れ緯三十五度四十五分十三秒、東秒の点	四、北緯三十五度四十五分二十二秒、砂の点	三 北緯三十五度四十五分三十七秒 の点	二_北緯三十五度四十五分四十秒、東経百三十六度〇分四 14 17 17 18 19 19 19 19 19 19 19	沙の点 沙の点		神町三番地	宗子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター	し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に	十七秒の点	十四分十五秒、東経百三十六度〇分〇秒	点 緯三十五度四十四分一秒、東経百三十五度五十九分四	十五秒の点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	五度四十三分四十二秒、東経百三十五度五十九	十一秒の点 出緯三十五度四十三分五十八秒、東経百三十五度五十八分五四 北緯三十五度四十三分五十八秒、東経百三十五度五十八分五	二秒の点 二秒の点	, =	十八秒の点 ・	木(次の図面に示す部分に限る。)	白木二丁目一番地	ぶ子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供	四秒の点 十三 北緯三十五度四十五分二十二秒、東経百三十六度一分三十	秒の点 十二 北緯三十五度四十五分十九秒、東経百三十六度一分五十五
七 秒		一 十 九	十二秒	<u> </u>				供す	分 三 ———————————————————————————————————	の点	九	分四	分三	分五	八分四十	分四	分二				供す	三十	于 五 ———
備												周対	区	所	三十万	備							
る。考												辺地域	域	在地	日本原	する。「次							
次の図面」は省										た区域 囲ま	あた十三に掲げる 点と十三に掲げる	上順次に掲げる点 次に掲げる点	青森県上北郡	青森県上北郡	原燃株式会社 一	の図面」は							
略し、その	四秒の点 十三 北緯四十度五十八分二十七秒、東経百四十一度十九分四 十三 北緯四十度五十八分二十七秒、東経百四十一度十九分四	砂の点十二 北緯四十度五十八分二十七秒、東経百四十一度二十分十二十二	秒の点 十一 北緯四十度五十八分十八秒、東経百四十一度二十分二十六	水土	か点 九 北緯四十度五十七分五十七秒、東経百四十一度二十分十四秒	の点・北緯四十度五十七分四十秒	七 北緯四十度五十七分○秒、東経百四十一度二十分四十秒の点	少り点 ・北緯四十度五十六分五十一秒、東経百四十一度点:系1・リニュークの点	五 比瑋四十度丘十七分三沙、東経百四十一度十九分二十六沙四 北緯四十度五十七分九秒、東経百四十一度十九分五秒の点	*** の点 の点 の点 の点	=	_	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	郡六ヶ所村大字尾駮字沖付	再処理事業所	省略し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供		の点の点を出来を出れまた。	一 ・ 化章三十三隻四十三分十六少、点	十 北緯三十五度四十五分二秒、東経百三十六度一分三十六秒の	* 北緯三十五度四十四分五十四秒、秒の点	八 北緯三十五度四十四分五十二秒、東経百三十六度一分二十 七 北緯三十五度四十五分一秒、東経百三十六度一分一秒の点	点 ↑ 北緯三十五度四十五分一秒、東経百三十六度○分四十七秒の

大字 大字 大字 大字 大字 大字 大字 大字	の図面」は省略し、その	国立研究開発法人日本原子	国立研究開発法人日本原ス
	7三十匹秒、東経百四十度 7万四十三秒、東経百四十度 7万四十三秒、東経百四十度 7万四十三秒、東経百四十度	- 大度二十五分三十匹秒、東経百四十度- 大度二十五分四十三秒、東経百四十三十六度二十六分三十三秒、東経百四十二十六度二十六分三十三秒、東経百四十二二十六度二十六分五十二秒、東経百四十二二十度二十六度二十六分五十二秒、東経百四十度	一六度二十五分三十四秒、東経百四十度 一六度二十五分四十三秒、東経百四十度 十六度二十六分三十三秒、東経百四十三十六度二十六分五十二秒、東経百四十三十六度二十六分五十二秒、東経百四十三十六度二十六分五十二秒、東経百四十度 一条機構 大洗研究開発センター 一条機構 大洗研究開発センター 一条機構 大洗研究開発センター 一条機構 大洗研究開発センター 一条地震 一

「次の図面」は省略し、 六 北緯三十六度十五分三十六秒、東経百四十度三十二分三十二 秒の点 ・ 北緯三十六度十五分二十一秒、東経百四十度三十二分五十五 ・ 北緯三十六度十五分四十四秒、東経百四十度三十二分三十二 ・ 九 北緯三十六度十五分四十四秒、東経百四十度三十三分十三秒 の点 ・ 北緯三十六度十五分四十四秒、東経百四十度三十二分三十二 ・ 北緯三十六度十五分四十四秒、東経百四十度三十二分三十二 ・ 北緯三十六度十六分十七秒、東経百四十度三十三分三十二 ・ 小 北緯三十六度十六分十七秒、東経百四十度三十三分三十二 ・ 小 北緯三十六度十六分十七秒、東経百四十度三十三分三十二 ・ 一 北緯三十六度十六分十七秒、東経百四十度三十三分三十四秒 ・ の 点 その図面を警察庁及び茨城県警察本部に備え置いて縦覧に供す

備る。考

対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に係る同意についての留意事項

1 貴事業所において小型無人機等の飛行に係る同意を行う場合には、警察が通報を受けた際に同意の有無や内容を確認する必要があることから、当該同意を証明する同意書(別紙参考)を交付するとともに、警察への通報時に当該同意書の写しを提出する必要がある旨教示するようお願いいたします。

警察が通報を受けると、同意の内容を確認するため、警察から貴事業所に御連絡することがありますので、同意書には、同意をした対象施設の管理者の連絡先等について記載をお願いいたします。

- 2 通報は、次の事項を記載した通報書等を警察に提出することで行われますが、警察 において通報の内容が同意を得た内容と一致しているかを確かめられるよう、貴事業 所において同意をする際には、次の事項についてよく確認していただきますようお願 いいたします。
 - ① 小型無人機等の飛行を行う日時
 - ② 小型無人機等の飛行を行う目的
 - ③ 小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域
 - ④ 操縦者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
 - ⑤ 操縦者の勤務先の名称、所在地及び電話番号(操縦者が当該者の勤務先の業務と して小型無人機等の飛行を行う場合)
 - ⑥ 小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴(製造者、名称、製造番号、色、 大きさ、積載物その他の特徴)

同意を得た内容と異なる内容の通報が警察になされた場合には、適正な通報として 取り扱うことが困難となります。よって、貴事業所において同意を求められた際には、 運転免許証等による身分確認に留意するほか、同意を得た内容に変更が生じたときに は再度同意を得る必要がある旨教示するようお願いいたします。

なお、③については、通報時に警察に地図を提出することとされているところ、貴 事業所においても地図による確認をお願いいたします。

- 3 同意については、一定の条件(例:操縦者が対象施設の管理者から交付された同意 書を携帯すること)を付した場合には、その内容が警察においても確認できるよう、 同意書に当該条件を記載するようお願いいたします。
- 4 警察への事前の通報は、対象施設の管理者から同意を得た者だけでなく、管理者自 身が飛行を行う場合にも必要となりますので御注意ください。
- 5 対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、緯度・経度により指定されていると ころ、当該対象施設周辺地域についてホームページ等を利用した広報により、周辺住

民等への周知をお願いいたします。

- 6 本法の同意は、本法以外の法令等による権利義務関係に影響を与えるものではありません。本法の同意があるからといって、例えば航空法による規制がなくなるものではありませんので、操縦者に誤解が生じることのないよう適切な教示をお願いいたします。
- 7 小型無人機に係る通報への対応だけでなく、警備、取締りという観点からも、警察 への御協力をお願いいたします。

同意書(参考)

1	小型無人	継笙の	孤行を	行う	日時
1	刀筆無八	100 TF V /	JIS 1 1 7	11)	D h44

年 月 日 時 分から 時 分まで

- 2 小型無人機等の飛行を行う目的
- 3 小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域(当該区域を示す地図を添付)
- 4 操縦者
- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 住 所
- (4) 電話番号
- 5 操縦者の勤務先(操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う 場合にのみ記載)
- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 電話番号
- 6 小型無人機等の飛行に係る機器の種類
- 7 小型無人機等の飛行に係る機器の特徴
- (1) 製造者
- (2) 名称
- (3) 製造番号
- (4) 色
- (5) 大きさ
- (6) 積載物
- (7) その他の特徴
- 8 申込者(申込者が操縦者の代理である場合にのみ記載)
- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 住 所
- (4) 電話番号

上記の小型無人機等の飛行に関して同意します。

平成 年 月 日 対象施設の管理者

印

担当者連絡先

ただし、小型無人機等の飛行を行う間、操縦者が本同意書を携帯すること。

同意書(参考)

1	小型無人機等の飛行を行う日時	
	平成28年6月1日午後1時00分から午後1時30分まて	C

- 2 小型無人機等の飛行を行う目的 中央合同庁舎第2号館を上空から撮影するため
- 3 小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域(当該区域を示す地図を添付) 東京都千代田区霞が関2丁目1番(別添地図参照)
- 4 操縦者
- (1) 氏 名 別紙のとおり ※操縦者が複数の場合は記載例のように別紙としてもよい
- (2) 生年月日 同上
- (3) 住 所 同上
- (4) 電話番号 同上
- 5 操縦者の勤務先(操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う 場合にのみ記載)
- (1) 名 称 ○○株式会社
- (2) 所 在 地 東京都〇〇市〇〇町1-2-3
- (3) 電話番号 042-1234-5678
- 6 小型無人機等の飛行に係る機器の種類 小型無人機 「※特定航空用機器の場合は、気球、ハンググライダー等と記載!
- 7 小型無人機等の飛行に係る機器の特徴
- (1) 製造者 □□株式会社
- (2) 名称 JPN DRONE (3) 製造番号 abcd1234
- (4) 色 赤
- (5) 大きさ 50cm×50cm×15cm
- (6) 積載物 小型カメラ
- (7) その他の特徴 安全のため機体にワイヤーを装着し繋留飛行させる。
- 8 申込者(申込者が操縦者の代理である場合にのみ記載)
- (1) 氏 名 〇〇 〇〇
- (2) 生年月日 昭和○年○月○日
- (3) 住 所 東京都○○区○○町4-5-6
- (4) 電話番号 090-1234-5678

上記の小型無人機等の飛行に関して同意します。

平成28年5月23日 〇〇省〇〇課長 印

担 当 者 連 絡 先 03-1234-5678 (内線0099)

ただし、小型無人機等の飛行を行う間、操縦者が本同意書を携帯すること。

対象原子力事業所に係る国民への周知についての留意事項

- 1 対象原子力事業所の区域として告示に規定する「次の図面」については、警察本部 だけでなく、当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署(以下 「管轄警察署」という。)にも備え置いて縦覧に供すること。
- 2 警察庁において作成した対象原子力事業所等に関する地図についても、告示に規定する「次の図面」と同様に警察本部及び管轄警察署に備え置いて縦覧に供すること。
- 3 その他、インターネットの利用による対象原子力事業所及び管轄警察署の連絡先の 公表のほか、各都道府県警察の実情に応じた国民への周知に努めること。